

福祉の窓

福祉サービス等のご案内

活字読上げ装置

視覚障がい者の大きな力

視覚障がい者用活字読上げ装置は、活字文書からの情報入手が困難な視覚障がい者の方が、音声で情報を聞くことができる装置です。

文書には「音声コード」が必要となりますが、市では視覚障がい者のうち単独世帯および視覚障がい者のみの世帯に対して、市税の納税通知書の送付の際に音声コードの付いた納税通知書を添付し発送しています。

このほか、最近ではねんきん定期便(封筒)に音声コードが付けられたほか、盲人協会の会報誌など各方面で音声コードを活用したバリアフリー化が進められています。

活字文書読上げ装置は、市役所福祉課窓口と相談支援事業所あたら育成園(大玉村)に設置してありますので、お

気軽にご利用ください。

また、視覚障がい者用活字文書読上げ装置は、障がい者に対する日常生活用具給付として、視覚障がい2級以上の方を対象に購入費用の1割負担で購入することができます。



ねたきり重度障がい者の 介護者へ激励金を交付

在宅でねたきり等の重度障がい者を日常介護している方へ介護者激励金を交付します。

対象者 本市に6カ月以上住所を有し、65歳未満の在宅重度障がい者(身体障害者手帳1級または療育手帳

Aを所持している方)で、食事・排泄・入浴・着替の全てについて全介助の状態

が6カ月以上継続している方と同一生計の方

交付金額 月額5,000円

交付時期 年1回3月

申請方法 申請書にお住まいの地域の民生委員の証明が必要となります。

あだち地方地域自立支援協議会を開催

あだち地方地域自立支援協議会は、障がい者の生活を支えるための話し合いの場として、二本松市、本宮市、大玉村の安達管内2市1村で共同設置しています。

構成委員には、医療、教育、雇用機関、企業、サービス提供事業所、障がい者団体等各関係者28名の方を委嘱し、年3回協議会を開催しています。協議会の様子は、どなたでも傍聴することができますので、傍聴を希望される方は、協議会開始時間の10分前までに会場にお越しください。なお、傍聴者の定員は20人程度とさせていただきます。

日時 5月27日(木)
午後3時30分

場所 二本松市役所 正庁(6階)

肢体不自由者来所相談会

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程で開催されます。

日時 5月7日(金)
午後1時~3時

会場 県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。
相談料 無料
申込期限 開催日の7日前
申込方法 事前に電話等で申し込みください。

中途失明者緊急生活訓練事業在宅生活訓練を実施

福島県では、中途失明者の生活意欲の向上を図ることを目的として、個別家庭訪問により、日常生活適応訓練を実施します。

参加対象者 日常生活に不便を感じている中途失明者および視覚障がい者で、生活訓練を希望される方

実施時期・回数 6月7日~7月9日(予定)
※一人1回、1回は約90分。
訓練内容 歩行訓練・点字・

パソコン・日常生活動作(調理・掃除・洗濯等)から、本人が希望するもの
参加費 無料
※受講の際に生じる交通費、調理指導における材料費、光熱費等は自己負担です。

申込期限 5月7日(金)
申込方法 電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
または各支所地域振興課

拡大読書器を ご利用ください!

拡大読書器は、視覚障がいのある方や高齢者の方のために、肉眼で読みにくい小さな文字の文庫本などを大きく拡大して読むことができます。

また、筆記も可能ですので、図書館で本や資料をじっくり読むのにも大変便利です。ぜひご利用ください。

◎問い合わせ:
二本松図書館
☎(23)5082
または福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

高齢者のための 福祉サービスご案内

市では高齢者のための様々なサービスをを行っています。介護保険で非該当と認定された方や、生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者の方にも利用できるサービスがありますので、生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、介護保険の要介護・要支援状態にいたらない65歳以上の高齢者の方を対象に、自宅から施設まで専用のバスで送迎し、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。利用料は1日1,000円～1,150円です（施設によって異なります）。

▽二本松生きがいデイサービスセンター（二本松福祉センター内）

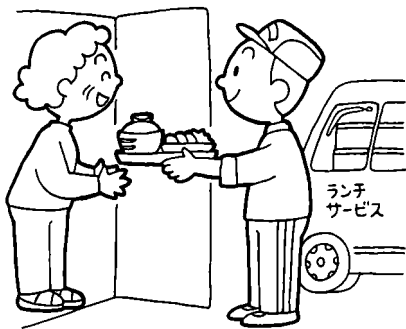
▽安達生きがいデイサービスセンター（安達保健福祉センター内）

▽岩代生きがいデイサービスセンター（六角はつらつセンター内）

▽東和生きがいデイサービスセンター（デイサービスセンター和・なごみ内）

配食サービス

おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象に安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事（昼食のみ）を月～金曜日にお届けします。1食400円です。糖尿病や減塩食、さざみ食等、食事制限がある方にも対応しています。



菊人形招待事業

毎年その年度内に70歳以上になる方に菊人形の無料招待券を贈呈しています。今年度から、ハガキ形式の招待状を送付します。菊薫る秋、ぜひ足をお運びください。

敬老会

地区ごとの敬老会にご招待します。婦人会等の地域の方々にご協力をいただき、楽しい一日をお過ごしいただいております。

ホームヘルプサービス

おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に、必要に応じてホームヘルパーが訪問し、調理・洗濯・掃除等週に1回1時間程度の家事のお手伝いをします。利用料は、所得に応じて変動します。



高齢者にやさしい

住まいづくり

高齢者が要介護または要支援にならないように住宅改修をし、その改修に要した費用の4分の3以内で15万円を限度に助成します（生計中心者の所得制限限度額を超える場合は助成対象外）。

介護者激励金

介護保険の認定において、要介護4または5と認定され

た高齢者（寝たきりまたは認知症の状態にある方）を在宅で6カ月以上介護している方に、月額5千円の激励金を給付します。給付は3月です。

緊急通報システム

おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に緊急通報装置を給付します。あらかじめ、緊急時に駆けつけてもらう協力員3名の登録が必要です。給付の費用は前年度所得税年額に応じてご負担いただけます。

住宅用火災警報器給付事業

住宅火災による事故を防止するため、火災警報器給付事業を行っています（平成23年5月までに寝室に火災警報器の設置が義務づけられました）。対象となる方は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、低所得者の方です。市県民税が課税の方、生活保護受給者、市営住宅入居者、社会福祉施設入所者等は該当しません。

温泉等保養健康増進事業

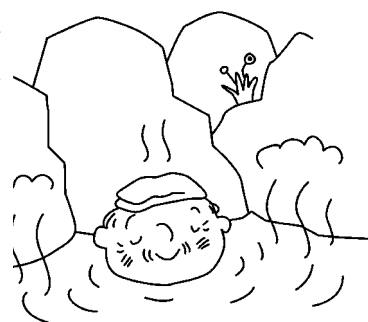
高齢者の健康増進と閉じこもりの解消などに役立てていただくため、67歳以上の高齢者（年度中に67歳になられる方を含む）の方に、利用券を

贈呈しています。

利用券の交付を受けた方で次の事項に該当した場合は、利用券を返還してください。

- ・市外に転出したとき。
- ・死亡したとき。
- ・要介護1以上の認定を受けたとき。

※ただし、要介護1以上の認定者で外出が可能な方は、高齢福祉課までお問い合わせ



してください。

なお、利用券は本人のみご利用できます。留意事項を守ってご利用ください。

また、平成23年度から利用対象施設は市内のみとなります。市内の経済効果を図るうえからも、ぜひ市内施設をご利用ください。

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

介護相談員を募集

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う介護相談員を募集します。

募集人員 2名
任期 3年

応募資格 高齢者の福祉や介護に熱意と理解のある40歳以上の市民の方で、男女は問いません。

応募方法 「利用者が望む介護サービスのあり方について」と題した小論文を400字詰原稿用紙3枚程度に

まとめ、履歴書を添えてご応募ください。(郵送可)

※原稿等は返却しません。
応募期限 5月14日(金)

業務内容

・月4回程度の介護サービス事業所訪問

・年4回程度の連絡調整会議

研修受講

介護相談員の資格を得るための研修会(東京会場・延べ5日間)へ派遣します。

問い合わせ・応募先:

高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

幼児教育講演会を開催

フジテレビが放送する教養番組「エチカの鏡」で紹介されたヨコミネ式教育法の考案者横峯吉文氏を講師にお招きし、幼児教育講演会を開催します。

入場無料ですので、多くの方のご来場をお待ちしています。

日時 5月9日(日)13:30~15:30

会場 二本松市民会館

講師 横峯吉文氏よこみねよしふみ(鹿児島県志布志市の通山保育園理事長。ユニークな「ヨコミネ式」子育ては全国的に話題となり、カリキュラムとして採用する保育園、幼稚園が急増している。女子プロゴルファー横峯さくらさんの伯父。)

講演 ヨコミネ式教育法について

その他 駐車場には限りがありますので、乗り合いや公共交通機関を利用してご来場ください。

◎問い合わせ…
子育て支援課保育所幼稚園係☎(55)5112

4月1日から「子ども手当」制度がはじまりました

中学校修了までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん)を養育している親等に対し、子ども一人につき月額13,000円を支給します(所得制限はありません)。

21年度の児童手当の対象者(今年度の中学1年生を含む)は、引き続き「子ども手当」の対象となり、手続きは不要です。今年度、中学2・3年生など、「子ども手当」の新規対象者については、認定請求(または額改定請求)が必要になります。[※公務員の場合、所属庁からの支給となりますので、各職場で手続きをしてください。]

◆市への手続きが必要な方(※公務員の方は除きます。)

- ①新たに対象となる中学生(2年生・3年生)を養育している方
 - ・児童手当を受けている兄弟がいる場合 → (額改定請求)
 - ・児童手当を受けている兄弟がいない場合 → (認定請求)
- ②所得制限で「児童手当」を受けていなかった方 → (認定請求)
- ③子どもが生まれた方または4月以降転入された方 → (認定請求)
- ④市外転出または子どもを養育しなくなった方 → (消滅届)



◆申請手続きについて

印鑑、健康保険被保険者証(養育者のもの)、振込先銀行等の通帳(口座番号の確認)をご持参のうえ、子育て支援課または各支所地域振興課で申請してください。5月14日(金)までに申請いただいた場合、6月の定期払いで支給します。下記の申請猶予期間がありますが、なるべく早く手続きを済ませてください。

◆申請猶予期間について

平成22年4月1日現在で子ども手当の対象者については、申請猶予期間を設け、平成22年9月30日までに申請すれば、4月にさかのぼって手当を支給します。
※9月30日を過ぎて申請した場合は、さかのぼって支給はできませんのでご注意ください。
※4月以降の出生や転入等による認定請求の場合、認定があった翌月分からの支給となります。

◆申請用紙について

- ①中学2・3年生の保護者については、各中学校経由で申請用紙を配布しています。
- ②上記以外は、各申請窓口で用紙を受け、手続きをしてください。

◆支給期月について

6月、10月、2月(児童手当と同じで、それぞれ前月分までを原則口座振込で支給します)。
※今年6月は、児童手当の受給者には、子ども手当2カ月分と児童手当2カ月分(2月分と3月分)が同時に支給されます。

◆寄附について

子ども手当の支払いを受ける前に市町村に寄附できる仕組みとなります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

◎問い合わせ・申請先…子育て支援課子ども家庭係☎(55)5094 または各支所地域振興課